

# 岐阜市立学校等の体育施設の夜間開放に関する要綱

令和2年7月15日決裁

令和3年3月31日決裁

令和7年3月31日決裁

令和8年6月19日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育の振興を目的として実施する学校等の体育施設の夜間開放及び岐阜市立学校等体育施設開放使用料徴収条例（平成19年岐阜市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等の体育施設 本市が設置する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに岐阜市教育研究所（以下「学校等」という。）が管理する運動場、体育館及び武道場をいう。
- (2) 夜間開放 夜間に、学校等の体育施設を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において市民の使用に供することをいう。
- (3) 夜間開放施設 夜間開放を実施する学校等の体育施設をいう。

## (夜間開放の管理責任等)

第3条 夜間開放施設の管理責任者は、ぎふ魅力づくり推進部長（次条において「部長」という。）をもって充て、学校等の長は夜間開放の実施に関し、責任を負わないものとする。

- 2 第5条第1号に規定する場合の夜間開放の実施を補助するため、管理指導員を置く。
- 3 管理指導員は、許可を受けて夜間開放施設を利用する者の安全の確保並びに施設及びその附属設備の管理に当たるものとする。

## (夜間開放の決定等)

第4条 夜間開放施設及び夜間開放の実施については、部長と学校等の長が協議して決定する。

## (夜間開放の種類)

第5条 夜間開放は、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) スポーツ及びレクリエーション活動を目的として使用する場合
- (2) 地区を対象として行われる消防、水防等の訓練又は交通安全教室その他の地域活動に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

## (供用期間及び供用時間)

第6条 夜間開放施設の供用期間及び供用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、供用期間及び供用時間を別に定めることができる。

(使用の資格)

第7条 夜間開放施設を使用できるものは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1号に掲げる場合 本市に在住、在勤又は在学をする構成員が原則として10人以上いる団体で、かつ、当該団体に成人の監督者を含むもの

(2) 第5条第2号及び第3号に掲げる場合 市長が必要と認めたもの

(使用の申請等)

第8条 夜間開放施設を使用しようとするものは、使用しようとする日の属する月の前月の20日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）の場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、夜間開放施設の使用を許可したときは、岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用許可書（様式第2号。第11条において「許可書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、夜間開放施設の管理運営上必要があるときは、前項の規定による許可（第10条第1項及び第12条第1項において「使用の許可」という。）に条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、夜間開放施設の使用を許可しないものとする。

(1) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動のために使用するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 建物又は附属設備若しくは備品（第14条において「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 他人の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、夜間開放施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、第8条第2項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用者に使用の中止を命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 条例別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しないとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

（使用料の納付）

第11条 使用者は、使用料を許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、当該理由がなくなったときに納付することができる。

（使用料の減免）

第12条 使用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、条例第4条の規定によりそれぞれ当該各号に定める額の使用料を減免するものとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する事業に使用するとき 全額
- (2) 地区を対象として行われる消防、水防等の訓練、交通安全教室等の活動に使用するとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長がその都度定める額

2 使用料の減免を受けようとするものは、使用の申請をする際に岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料減額・免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第13条 条例第5条の規定により使用料の返還を受けようとするものは、岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（損害の賠償）

第14条 使用者は、故意又は過失により、学校等の建物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（情報通信技術を利用する手続）

第15条 第12条第2項及び第13条の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年度の夜間開放から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

施設名称	供用期間	供用時間
運動場	4月1日から翌年3月31日まで。 ただし、市長が別に定める夜間開放施設については、4月1日から11月30日までとする。	18時30分から21時30分までのうち、2時間30分を限度として、市長が使用を許可した時間
体育館 武道場	4月1日から翌年3月31日まで	



様式第2号（第8条関係）

岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用許可書

年 月 日

使用団体名

代表者（住所）

（氏名）

（電話番号）

様

岐阜市長

年 月 日付け申請のありました夜間開放施設の使用について、  
下記の条件を付けて許可します。

1 使用する施設名 (運動場 体育館 武道場)

2 使用日時

年 月 日 ( ) : ~ :	年 月 日 ( ) : ~ :
年 月 日 ( ) : ~ :	年 月 日 ( ) : ~ :
年 月 日 ( ) : ~ :	年 月 日 ( ) : ~ :
年 月 日 ( ) : ~ :	年 月 日 ( ) : ~ :

3 使用目的及び使用器具

4 許可の条件

- (1) 本許可証は、使用の際に携帯し、要請があったときは、職員に提示してください。
- (2) 使用に際しては、職員の指示に従ってください。
- (3) 施設、器具等の破損は、使用者で原状に復し、又は賠償してください。
- (4) 使用後は、用具の後片付け及び清掃を必ず行い、戸締まりを確実に行ってください。
- (5) 体育館等の建物内及び校庭等の敷地内は禁煙を厳守してください。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、それぞれの施設の使用上の注意を厳守してください。

※夜間に施設を使用する際に、該当する許可証を切り離して管理指導員に提出してください。

許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長
許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長	許可証 (運・体・武) 団体名 年 月 日 ぎふ魅力づくり推進部長

様式第3号（第12条関係）

岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料減額・免除申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

使用団体名  
代 表 者（住 所）  
（氏 名）  
（電話番号）

夜間開放施設の使用に係る使用料の減額・免除を受けたいので、申請します。

施設名  学校等体育施設  (運動場 体育館・空調設備 武道場)	使用日時  年 月 日
	減額・免除申請理由
使用料  円	
減額・免除決定額  ※ 円	備考 ※
徴収額  ※ 円	

※欄は、記入しないでください。

様式第4号（第13条関係）

岐阜市立学校等体育施設夜間開放使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

使用団体名  
代 表 者（住 所）  
（氏 名）  
（電話番号）

次のとおり夜間開放施設の使用に係る使用料の還付を申請します。

施設名  学校等体育施設  （運動場 体育館・空調設備 武道場）	使用日時  年 月 日
	還付申請理由
既納使用料  円	
還付決定額 ※ 円	備考 ※
納付額 ※ 円	

※欄は、記入しないでください。